

「タッチポイントきよす」情報発信規約

令和 6 年 1 1 月 1 4 日改正

（目的）

第 1 条 WEB サービス「タッチポイントきよす」の運用による情報発信を行うにあたり、清須市（以下「市」という。）及び投稿用アカウントの取得者（以下「投稿者」という。）の留意すべき事項を明らかにし、適正に運用されることを目的とする。

（投稿できる情報）

第 2 条 「タッチポイントきよす」に投稿できる内容は、次に掲げる項目であって、営利を目的としないものに限る。

- (1) 市域内の子育てに関するイベント、行事等に関する情報
- (2) 市域内の子育てに関する社会資源に関する情報
- (3) その他市長が必要と認めた情報

2 市は、他の投稿者と投稿情報が重複し、又は投稿の内容が誤っていると判断される場合、投稿した情報の修正又は削除を投稿者へ通知し、その対応を依頼することができる。

（投稿の基準）

第 3 条 市は、投稿の内容が以下の項目に該当する場合は投稿を削除することができる。

- (1) 責任の所在が不明な情報
- (2) 市が投稿者を支持、又はその商品やサービスなどを推薦若しくは保証しているかのような表現を含む情報
- (3) 公序良俗に反し、社会秩序を乱すような表現又はコンテンツを含む情報
- (4) 人権侵害、差別、名誉棄損、プライバシーの侵害、信用棄損又は業務妨害となる恐れのある情報

- (5) 氏名、写真、談話又は商標・著作権等を無断で使用した情報
- (6) 詐欺的なもの、いわゆる不良商法とみなされる情報
- (7) 自動的にウインドウが多数開くなど閲覧者が不快と思われるサイトのリンク情報
- (8) 市の信頼を害すサイトのリンク情報
- (9) 法令に違反し、又はその疑いがある情報
- (10) 政治性のあるもの又は選挙に関する情報
- (11) 宗教性のあるもの又は迷信若しくは非科学的なものに関する情報
- (12) 他人を誹謗し、中傷し、又は排斥する情報
- (13) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に定める暴力団に関する情報
- (14) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でない情報
- (15) 個人・団体の意見広告及び名刺広告等の情報
- (16) 社会問題についての主義主張や係争中に関する情報
- (17) 国内世論が大きく分かれている情報
- (18) その他市が投稿内容に不適切と判断する情報

(投稿用アカウントの取得)

第4条 「タッチポイントきよす」に投稿しようとする者は、次の第1号から第3号の書類を市に提出し、投稿用アカウントを取得するものとする。

- (1) 「タッチポイントきよす」投稿用アカウント取得申請書(第1号様式)
(以下「申請書」という。)
- (2) 会員名簿(現に活動しているものを1名以上含むこと)
- (3) 過去3か月以内に主催した、子育てに関するイベント、行事等のチラシ、ポスター等

(投稿用アカウントの発行)

第5条 市は、前条の申請書が提出されたときは、その内容を審査し、別に定める基準により投稿用アカウントの発行の可否を決定するものとする。

(投稿用アカウントの管理)

第6条 投稿者は、投稿用アカウントのログインメールアドレスとパスワードを適正に管理しなければならない。

2 投稿者は、1つの投稿用アカウントを複数人で利用する場合は、その旨を市に報告し、許可を得るものとする。

3 投稿用アカウントの乗っ取り、成りすまし等が発生した場合は、市に速やかに報告することとする。

(投稿用アカウントの削除等)

第7条 市は、第3条の基準により削除された投稿をした、又は別に定める登録基準を満たさなくなった投稿用アカウントについて、制限や削除をすることができる。

(投稿の方法)

第8条 投稿用アカウントを取得した投稿者は「タッチポイントきよす」に投稿することができる。

(個人情報の保護)

第9条 市は、第4条に定める投稿用アカウント取得申請時に知り得た次の情報及び投稿に関する情報を、清須市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年3月31日清須市条例第1号）の規定に基づき、適正に管理することとし、投稿者はこれに同意するものとする。

- (1) 申請団体の名称・代表者職及び氏名・連絡先電話番号（投稿者に連絡を取る際に利用）
- (2) 活動内容（活動内容の把握に利用）
- (3) 投稿責任者（投稿者に連絡を取る際に利用）
- (4) 投稿開始予定日（投稿時期の把握に利用）
- (5) アカウント名（投稿内容の把握に利用）

- (6) アカウント登録メールアドレス（投稿者に連絡を取る際に利用）
- (7) パスワード（投稿者がパスワードを忘れた場合の情報提供に利用）
- (8) 情報発信内容（投稿内容の把握に利用）
- (9) 情報発信頻度（投稿内容の把握に利用）
- (10) 運用体制（投稿体制の把握に利用）

2 市は、申請書に記載された情報のうち、以下の情報をためま株式会社に提供するものとし、申請者はこれに同意するものとする。ためま株式会社は、市より提供された以下の情報を適正に管理する。

- (1) アカウント名（ためま株式会社からのサービスの提供、サービスに関連した各種情報提供、各種問合せへの対応に利用）
- (2) アカウント登録メールアドレス（ためま株式会社からのサービスの提供、サービスに関連した各種情報提供、各種問合せへの対応に利用）
- (3) パスワード（正当な投稿者かどうかを判断するために利用）

（サービス提供の終了）

第10条 市の都合により、「タッチポイントきよす」の継続的な提供が困難と判断された場合、市はサービスの提供を終了することができる。

2 市は、前項によりサービスの提供を終了する時には、事前に投稿者に通知するものとする。

（その他）

第11条 その他、情報の取り扱いについては、市長が別に定める。